

4 別紙2 技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11 別紙2(2005帳票) 【記入例】

記載要領:P34~37

別紙二

技術職員名簿

申請者 関東技術建設株式会社

右詰で記入
空位のカラムは「0」で埋めること

技術職員として申請する業種を必ず記入
(審査対象建設業以外の業種は記入不可)

技術職員名簿が複数枚になる場合でも「通番」1~30は変更しない

主な有資格区分コードについてはP35~37参照
有資格区分コード「001」及び「002」を計上した場合は「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」を別途作成(P15参照)

申請する業種について、次の①から③すべての要件を満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入(空欄はありません)

- ① 法第15条第2号イに該当する者(一級国家資格者相当)であること
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③ 法第26条の4から6の規定による講習(監理技術者講習)を、審査基準日からさかのぼって5年以内に受講していること

1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2業種まで
(2業種の考え方)

- ・1 資格から2 業種選択でも可能
例:土木施工管理技士→土木・とび
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
- ・2 資格から1 業種ずつ選択でも可能
例:土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築

通番	氏名	生年月日	業種コード	有資格区分	格別申請	業種コード	有資格区分	格別申請	通番	氏名	生年月日	業種コード	有資格区分	格別申請	業種コード	有資格区分	格別申請	通番	氏名	生年月日	業種コード	有資格区分	格別申請	業種コード	有資格区分	格別申請	通番	氏名	生年月日	業種コード	有資格区分	格別申請	業種コード	有資格区分	格別申請	通番	氏名	生年月日	業種コード	有資格区分	格別申請	業種コード	有資格区分	格別申請
1	関東 太郎	S30.4.29	6	2	0	1	1	1	3	1	0	5	1	1	3	1	1	1	3	1	23456789																							
2	東京 二郎	S37.5.3	6	2	1	1	1	1	3	2	1	7	1	1	3	2	1	7	1	1	3	2																						
3	神奈川 三郎	S45.2.11	6	2	0	1	1	4	1	1	1	7	1	8	8	2	1	7	1	8	8	2	67891234																					
4	千葉 四郎	S47.7.20	6	2	0	1	2	1	4	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2																							
5	埼玉 五郎	S40.12.23	6	2	0	1	0	0	1	2	1	7	0	0	1	2	1	7	0	0	1	2																						
6	茨城 六郎	S30.1.1	6	2	0	1	0	0	1	2	2	0	0	0	2	2	2	0	0	0	2	2																						
7	栃木 一子	S51.3.19	6	2	0	1	0	0	3	2	2	0	1	4	5	1	2	0	1	4	5	1	98765432																					
8	群馬 二子	S47.8.29	6	2	0	1	2	1	4	2	1	3	2	1	4	2	1	3	2	1	4	2																						
9	山梨 三子	S53.4.2	6	2	2	0	0	0	2	2	2	0	0	0	2	2	2	0	0	0	2	2																						
10	長野 四子	S54.11.17	6	2	0	1	0	0	1	2	2	0	0	0	1	2	2	0	0	0	1	2																						
11			6	2																																								
12			6	2																																								
13			6	2																																								
14			6	2																																								
15			6	2																																								
16			6	2																																								
17			6	2																																								
18			6	2																																								
19			6	2																																								
20			6	2																																								
21			6	2																																								
22			6	2																																								
23			6	2																																								
24			6	2																																								
25			6	2																																								
26			6	2																																								
27			6	2																																								
28			6	2																																								
29			6	2																																								
30			6	2																																								

建設業の種類	コード	建設業の種類	コード
土木工事業	01	板金工事業	15
建築工事業	02	ガラス工事業	16
大工工事業	03	塗装工事業	17
左官工事業	04	防水工事業	18
とび・土工事業	05	内装仕上工事業	19
石工事業	06	機械器具設置工事業	20
屋根工事業	07	熱絶縁工事業	21
電気工事業	08	電気通信工事業	22
管工事業	09	造園工事業	23
タイル・れんが・ブロック工事業	10	さく井工事業	24
鋼構造物工事業	11	建具工事業	25
鉄筋工事業	12	水道施設工事業	26
ほ装工事業	13	消防施設工事業	27
しゅんせつ工事業	14	清掃施設工事業	28



■技術者評価について...

- ・1人の技術職員として申請できる業種は2業種までです。ただし、重複評価が制限されるのは、「経営事項審査に係る評価」であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になります。
- ・現行の1級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に6点の評価となります。なお、現行の2級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了証を保有していても1点の加点評価にはなりません。